

1 はじめに

(1) 条例がめざす「参画と協働」とは

兵庫県では、21世紀の成熟社会にふさわしい地域づくりを進めるため、参画と協働のあり方や基本理念等を明らかにした「**県民の参画と協働の推進に関する条例**」を制定し、平成15年4月から施行しています。

- 成熟時代における社会システムは、県民一人ひとりをはじめ、多様な主体が自ら積極的に地域社会にかかわることにより、ともに「新しい公」を担っていく参画協働型へと移行していくことが重要とされています。このため、県民誰もが地域社会の一員としての自覚と責任を持って、主体的に地域づくり活動に取り組んでいくことが強く求められています。
- このような考え方のもと、自分たちの地域を住みやすくするため、知恵やアイデアを出し合っ、みんなのことはみんなで決め、力を合わせて、さまざまな地域づくりに取り組む「**参画と協働**」の大切さを共有していくことが不可欠です。
- 条例では、「参画と協働」には、**2つの場面があることを明らかにしています。**
 - ①「**県民と県民のパートナーシップ（地域社会の共同利益の実現への参画と協働）**」
 - ②「**県民と県行政のパートナーシップ（県行政の推進への参画と協働）**」これらの場面が相互に連携しながら展開することが重要であるとしています。
- 条例では、この2つの場面に対応して、「地域づくり活動支援指針（以下『支援指針』という。）」と「県行政参画・協働推進計画(以下『推進計画』という。）」を策定し、施策の基本的な考え方や展開方向を明らかにすることにしています。

県民と県民のパートナーシップ —地域社会の共同利益の実現への参画と協働—

子育てや高齢者の支援、環境・緑化活動、交流行事、国際交流、芸術・文化、防犯・防災など県民の皆さんが、主体的に住みやすい地域づくりのために取り組む活動全般を指します。地域に根ざしているもののみでなく、地域を超えた特定のテーマに基づく活動も含まれます。

(県民が県外で行う活動、県外の方が県内で行う活動も含まれます。)



県民と県行政のパートナーシップ —県行政の推進への参画と協働—

県政情報の共有はもちろん、政策の企画立案、実施、評価・検証の各段階で、県民の皆さんからの積極的な参画と協働を得ながら、県民生活中心の県民とともに歩む県行政の推進に取り組むことを指します。



(一体的に策定)

地域づくり活動支援指針

県民の皆さんのパートナーシップによる主体的な地域づくり活動を応援するための支援の考え方や展開方向を定めるもの

県行政参画・協働推進計画

県民の皆さんと県行政のパートナーシップによる参画と協働の県行政を推進するための考え方や展開方向を定めるもの

【県民とは・・・】

- この条例でいう「県民」とは、県民一人ひとり（外国人県民も含みます）、自治会、婦人会、子ども会等の地域団体、ボランティアグループ・団体、NPO[※]/NGO[※]、その他の民間団体、企業等の事業者のことで。
- 兵庫県に住んでいる人（団体）だけではなく、兵庫県で働いている人（団体）、兵庫県の取り組みに関心を持ち、何らかのかかわりを持っている人（団体）も含めて、広くとらえています。
- さらに、地域づくり活動を進めるうえで大学をはじめとした学術研究機関も重要な存在だといえます。地域団体や事業者と連携しながら、高度な専門性を生かしてさまざまな地域づくりの場面にいかかわっていくことが期待されています。

※NPO：non-profit organizations の略。ここでは、福祉（医療・福祉）、まちづくり、子育て、環境、国際など、あらゆる分野における営利を目的としない民間の組織のことをいう。NPO法に則して認証されたNPO法人、一部の財団法人、社団法人、社会福祉法人などと、そのような法人格は取得していない市民活動団体やボランティア団体の2つの類型を含む。

※NGO：non-governmental organizations の略。もともとは国連憲章の中で使われている言葉で、非政府組織のこと。営利を目的とせず、開発問題、環境問題、平和問題などの諸問題に国際的に活動する民間団体をさす場合が多い。

【新しい公とは・・・】

- 豊かな成熟社会の実現をめざして、私的領域と公的領域の間にある公共的領域を広く「公」ととらえ、「公」を担うのは行政(官)という考え方ではなく、支え合い、共に生きるための領域を、自立した個人が主体的に担うという概念のことで。

【美しい兵庫とは・・・】

『21世紀兵庫長期ビジョン[※]』では、兵庫がめざす将来像として、多様な地域に多彩な文化と豊かな暮らしを築き、兵庫にかかわるすべての人々にこころ豊かに生きる感動を与える「美しい兵庫」を築くこととしています。

※21世紀兵庫長期ビジョン：成熟社会を迎える中、県民主役・地域主導を基本として、21世紀初頭の兵庫県のめざすべき社会像についてとりまとめたもの。めざすべき兵庫像を「美しい兵庫」とし、その実現の基本姿勢として「参画と協働」を位置づけている。

地域ごとにとりまとめられた「地域ビジョン」と、各地域の将来像を共有してその実現を支援する「全県ビジョン」で構成されている。

(2) 年次報告の役割

条例第 11 条で、参画と協働の推進に関する施策の実施状況を、県民に知っていただくため、「年次報告」を作成することとしています。この年次報告は、参画と協働の推進に関する施策の実施状況を明らかにすることにより、さまざまな活動主体が考え方を共有しながら、さらなる参画と協働を推進するために活用していただけることを期待するものです。

平成 18 年度の年次報告は、条例施行後、4 回目となるものです。

(年次報告)

第 11 条 知事は、毎年、県民の参画と協働の推進に関する施策の実施状況を明らかにする年次報告を作成するものとする。

2 第 6 条第 4 項及び第 5 項の規定は、前項の年次報告について準用する。(県民生活審議会の意見を聴き、公表する旨を規定した条項)

(3) 年次報告の構成

①本編

下記のように、「1 はじめに」で、「参画と協働」の考え方や「年次報告」の役割を明らかにしました。

「2 平成 18 年度の参画と協働施策の実施状況」で、参画と協働の 2 つの場面ごとに主な施策をとりあげ、実施におけるポイントを概観しました。その上で、参画と協働のさらなる推進方向についてとりまとめました。

参考として、市町の参画と協働に関する取り組み状況と、平成 18 年度に活動がはじまった事例や話題となった事例を紹介しました。

②資料編 (別冊)

「資料編－1」で、27 の主な参画と協働施策 (各部及び各県民局それぞれ一つ (一部複数)、情報共有など基盤施策や多様なチャンネルを活用し協働する施策) をとりあげて実施状況や今後の課題と推進方向を記述しました。

「資料編－2」で、568 すべての施策・事業について、実施状況や推進方向について、一覧表で掲載しました。

「資料編－3」で、県内市町における条例等や主な制度、事業の実施状況等を掲載しました。

	構 成	主 な 内 容
本編	1 はじめに	(1) 条例がめざす「参画と協働」とは (2) 「年次報告」の役割 (3) 「年次報告」の構成
	2 平成 18 年度の参画と協働施策の実施状況	(1) 参画と協働による「元気兵庫」を全国にアピールした平成 18 年度 (2) 平成 18 年度の施策実施の状況 ① 地域づくり活動の支援 ② 県行政への参画と協働 (3) 参画と協働のさらなる推進に向けて 〈参考 1 : 市町の参画と協働に関する取り組み状況〉 〈参考 2 : 参画と協働による活動の事例〉

資料編	1 主な参画と協働施策の実施状況	(1) 地域づくり活動の支援に関する施策 (14 施策) (2) 県行政への参画と協働を推進する施策 (13 施策)
	2 参画と協働関連施策の実施状況	・「支援指針」「推進計画」の体系に基づき、568 のすべての施策・事業の整理
	3 市町の参画と協働関連施策の実施状況	・市町における条例・指針、主な制度の施行状況、主な事業の実施状況などを整理